

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当金庫は、2022年12月に損害保険ジャパン株式会社と「SDGsに関する包括連携協定」を締結し、同社の知見やノウハウをもとにお取引先のSDGsの取組に関する支援を行い、持続的成長と地域経済の活性化を図ります。

b. IT実装支援

一関工業高等専門学校の学生や同校発のベンチャー企業と連携し、デジタル化を切り口とした伴走型経営支援を行ってまいります。

c. 専門人材マッチング

業務提携先である外部機関や地域内のポータルサイトと連携し、お取引先のニーズに合った人材のご紹介に努めます。

d. グリーン化の取組

地元の産学連携によって開発を進めている電気自動車の実証実験に参加し、脱炭素化に向けた取組に今後も協力してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は、2023年8月に一関市、一関工業高等専門学校、一関商工会議所と「一関市における地方創生の推進に係る包括連携に関する協定」を締結し、4者で連携して同市の持続可能な社会の実現、地域の中小企業の健全な発展等に向けて取り組んでおります。

また、2020年6月に岩手県内6信用金庫で「SDGs 共同宣言」を行っており、各分野において様々なステークホルダーと連携し、「地域社会の持続的な発展」に向けて引き続き取り組んでまいります。

2024年11月28日

一関信用金庫

理事長 菅原 一由

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。